

一般財団法人太田綜合病院附属太田西ノ内病院
看護師特定行為研修

【術中麻酔管理領域パッケージ】

受講者募集要項

2025（令和7）年度

I 特定行為研修の概要

1. 一般財団法人太田総合病院附属太田西ノ内病院の概要

太田総合病院は、明治28年の太田醫院創業以来、地域の皆様によりそう姿勢を大切に、保健・医療・福祉事業を展開しています。また、当院は、県内最大の規模を誇る地域の中核病院として高度な急性期医療を担っており、救命救急センターを運営しているほか、地域がん診療連携拠点病院、新生児集中治療室を持つ地域周産期母子医療センター、福島県県中地域の災害拠点病院、基幹型臨床研修病院として高度な病院機能を維持しています。

2. 特定行為研修の基本理念

本研修は、地域医療から高度急性期医療の提供において、医学・看護の最新の知識を習得し、医療の質の向上に貢献します。本研修を通じ、豊かな人間性と倫理観、社会的責任と役割を自覚し、医療安全を配慮しつつ信頼のある医療を提供できる人材を育成します。

3. 特定行為研修の目的・目標

多様な臨床場面において当該特定行為を行うための知識、技術及び態度の基礎を養う。

- 1) 多様な臨床場面において重要な病態の変化や疾患を包括的にいち早くアセスメントし、必要な治療を理解し、ケアを導くための基本的な能力を身につける。
- 2) 多様な臨床場面において患者の安心に配慮しつつ、問題解決に向けて、多職種と効果的に協同しながら、必要な特定行為を安全に実施する能力を身につける。
- 3) 手順書による内容を確認し、実施の可否の判断、実施及び報告の一連の流れを適切に行うための基礎的な実践能力を身につける。
- 4) 自らの看護実践を見直しつつ標準化する能力を身につける。

4. 受講資格

- 1) 日本国内における看護師免許を有するもの。
- 2) 看護師の免許取得後、通算5年以上の看護実務経験（応募時）を有するもの。
- 3) 専門分野において通算3年以上の臨床経験があるもの。
- 4) 所属長からの受講に対する協力及び推薦が得られるもの。
- 5) 自施設での実習を希望する場合は、次の要件を整えることが可能なもの。

自施設での実習を行うには

- 1) 所属施設での実習を行うには、医療安全体制・緊急時の対応体制の構築と、指導者、該当症例数（行為毎に5症例以上）の確保が必要です。
- 2) 指導者は、少なくとも医師または歯科医師を含み、薬剤師、看護師その他の医療関係者となります。医師の指導者は、臨床研修指導医と同等以上の経験を有すること（同等以上とは、7年以上の臨床経験を有し、かつ医学教育・医師臨床研修における指導医経験を有する者を想定します）。看護師の指導者は、特定行為研修を修了した者又はこれに準ずる者であること（これに準ずるとは、専門看護師、認定看護師、大学等で教授経験を有する看護師などが想定されます）。

5. 定員

定員3名

6. 研修期間

研修期間：1年（令和7年4月～令和8年3月）

在籍期間は最長2年間とする。

7. 研修内容、時間数

- 1) 共通科目：特定行為区分に共通して必要とされる能力を身につけるための科目。
（研修期間の目安：4月～9月）

科目	時間数				
	講義	演習	実習	評価	合計
臨床病態生理学	29	1		1	31
臨床推論	26.5	16	1	1.5	45
フィジカルアセスメント	17.5	8.5	13.5	5.5	45
臨床薬理学	32.5	11.5		1	45
疾病・臨床病態概論	37	3		1	41
医療安全学/特定行為実践	24.5	14	4.25	2.25	45
合計	167	54	18.75	12.25	252

※ 共通科目は e-ラーニングによる講義を受講し、確認テストに合格する。演習は講義を履修したのち実施し、指導者の観察評価により合格基準を満たす。実習は関連する講義・演習を履修したのち実施し、指導者の観察評価により合格基準を満たす。その後、科目修了試験に合格する。

2) 区分別科目(術中麻酔管理領域パッケージ): 各特定行為に必要とされる能力を身につけるための科目。(研修期間の目安: 10月~3月)

特定行為区分	時間数				
	講義	演習	実習	評価	合計
呼吸器(気道確保に係るもの) 関連	8	-	5 症例	1 (OSCE)	9+ 5 症例
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの) 関連	12.5	3	各 5 症例	1.5	17+ 各 5 症例
動脈血液ガス分析関連	11.5	-	各 5 症例	1.5 (OSCE)	13+ 各 5 症例
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	9	1	5 症例	1	11+ 5 症例
術後疼痛管理関連	5.5	1.5	5 症例	1	8+ 5 症例
循環動態に係る薬剤投与関連	8.5	2	5 症例	1.5	12+ 5 症例

※ 区分別科目は e-ラーニングによる講義を受講し、確認テストに合格する。演習は講義を履修したのち実施し、指導者の観察評価により合格基準を満たす。実習(患者に対する実技)は関連する講義・演習(ペーパーシミュレーション)・手技練習(模擬患者の活用、シミュレーターの利用等のシミュレーション学習)を履修したのち実施し、指導者の観察評価により合格基準を満たす。OSCEのある科目に関しては、実習の前に OSCE に合格する必要がある。その後、修了試験に合格する。

※ 実習は、研修修了後も特定行為実践が有効に行われるよう、継続した指導者の指導と安

全に活動する施設基盤構築のためにも自施設で行うことを推奨します。

8. 履修要件

- 1) 共通科目を全て履修し、修了試験に合格する。
- 2) 1) 修了後、区分別科目を履修し、修了試験に合格する。

※本研修修了者には、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令に基づき、修了した特定行為区分の修了証を交付する。また、研修修了者の名簿を厚生労働省に提出する。

9. 履修の免除

すでに共通科目または特定行為区分の一部を履修している場合は、既習得科目履修免除申請書（別紙様式5）に修了証を添えて申請することができる。本院の看護師特定行為管理委員会において履修が認められた場合は、その科目の履修時間の全部または一部並びに受講料の一部を免除する。ただし、入講後に能力の確認を行う。

10. 受講スケジュール

研修の進捗表を参照

II 応募方法

1. 出願書類の入手方法

「太田西ノ内病院ホームページ」から必要書類をダウンロードしてください。

2. 出願手続き

1) 出願提出書類

- ① 受講願書（様式1）
- ② 履歴書（様式2）
- ③ 受講志望理由書（様式3）
- ④ 推薦書（様式4）
- ⑤ 既修得科目履修免除申請書（様式5）

※申請する場合は修了証のコピーを添付してください。出願時に研修中であり

本院の研修開始までに修了見込みの場合は、修了見込み証明書（任意様式）を添えて申請の上、指定する期日までに修了証を提出してください。

⑥ 所属施設情報（様式 6）

※自施設での実習を希望する場合のみ提出して下さい。

⑦ 看護師免許証のコピー（A4サイズ）

※提出された出願書類は返却いたしません。

2) 出願書類提出方法

「簡易書留」で送付するか、直接持参して下さい。

〒963-8558 福島県郡山市西ノ内二丁目5番20号

一般財団法人太田総合病院附属太田西ノ内病院

看護師特定行為研修センター 看護師特定行為研修室

※持参の場合は、太田西ノ内病院庶務課までお越し下さい。（平日 8:30～16:30）

3) 審査料の納入

審査料 5,000円

【振込先】

金融機関名：東邦銀行 支店名：郡山営業部 普通 188178

口座名義：一般財団法人太田総合病院 理事長 太田善雄

ザイ) オオタソウゴウビョウイン リジチョウ オオタヨシオ

※出願期間中に志願者本人名で振り込むこと。

※振込手数料は志願者の負担となります。銀行で発行される利用名車遺書をもって審査料の領収書とします。

4) 出願期間

令和6年10月1日（火）～令和7年1月31日（金）必着

Ⅲ 選考方法

1. 選考方法

書類選考を基本とする。必要な場合は、追って面接を行う。

2. 選考結果

選考結果については、令和7年2月15日(土)までに本人宛て簡易書留速達にて郵送する。電話やFAXでの可否の問い合わせには応じられません。

IV 受講手続き

1. 受講料 604,000円(一括納入のこと)
- | | |
|-------------|----------|
| ① 共通科目の受講料 | 324,000円 |
| ② 区分別科目の受講料 | 260,000円 |
| ③ 入講時納付金 | 20,000円 |

※一旦納めた受講料は原則として返還いたしません。

※研修のための宿泊及び交通費等は各自にて実費負担となります。

2. 受講手続きについて

受講予定者には受講手続についての詳細をご案内いたします。受講手続き期間等は次のとおりです。なお、受講料の納入は、受講手続き終了後、本院から送付します案内に基づきお振込みをお願いします。

受講手続き期間 2月28日(金) 必着

V その他

1. 看護職賠償責任保険について

研修受講決定者は、区分科目の実習期間である令和7年10月から翌年3月の期間、看護職賠償責任保険制度の加入をお願いいたします。研修開始後、領収証のコピーを提出いただきます。

2. 研修期間中の来院に伴う交通費および自家用車利用について

研修期間中の来院に伴い発生する交通費および自家用車利用に伴い発生する駐車料金に

については、受講者負担とします。ただし、開講式等本院の指示に基づき来院する場合はこの限りではありません。

3. 個人情報の取り扱いについて

太田西ノ内病院では「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、個人情報の適正な取り扱いに努め、安全管理のために必要な措置を講じております。出願および受講手続きにあたって提供いただいた個人情報は、選考試験の実施、合格発表、受講手続き、履修関係等の必要な業務において使用させていただきます。なお、取得した個人情報は、法律で定められた適正な手続により開示を求められた場合以外に、本人の承諾なしに第三者へ開示・提供することはありません。

VI アクセス

「太田西ノ内病院ホームページ」をご参照下さい。

また、近隣には有料駐車場もございます。



問い合わせ先

一般財団法人太田綜合病院附属太田西ノ内病院

看護師特定行為研修センター

看護師特定行為研修室（看護管理室内）

〒963-8558 福島県郡山市西ノ内2丁目5番20号

電話 024-925-1188（代表）

Eメール tokutei@ohta-hp.or.jp